2025年1月30日

業務名称：「物品の調達・役務の提供等」における参考見積取得等支援業務（単価契約）

（公告日：2025年1月6日　調達管理番号：25a00024）について、意見招請に関する質問・意見と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
1	P6～P10	パターン1,2,3,応募勧奨	パターン1,2,3および応募勧奨の競争参加予者への連絡ですが、受注者がどの競争参加予定企業に連絡および勧奨するのか、事前に発注者様に確認する業務プロセス上はないようです。 こちらの連絡および勧奨予定の企業の確認プロセスは不要との認識で問題ないでしょうか？	ご理解の通り、受注者から競争参加予定者に連絡をする際、JICAへの事前確認プロセスは不要です（それぞれの業務の報告書において報告頂くことになります。）。なお、JICAからの発注時に、JICAが希望する連絡先企業名及び競争参加資格の条件等を共有する場合がありますので、その場合はそれらの企業を連絡先に含めて頂くようお願いします。また、JICAから共有された競争参加資格の条件等も考慮して連絡先企業情報の収集を行ってください。
2	P6～P9	パターン1,2,3【受注者】	パターン1,2,3の【受注者】向けの文言に、以下の文言を追記願いします。 ・競争参加予定者からの提出書類が受注者に提出された場合は、速やかに発注者へ提出する。	ご意見の趣旨は、「競争参加予定者からの提出書類の提出先は発注者となっているが、誤って受注者に提出された場合は、受注者はそれを速やかに発注者に提出する」旨の文言追加、と理解しました。公告時において検討します。
3	P6	①パターン１	P7の①パターン１：文中のア）、イ）、ウ）の後のエ）がないようです。	パターン１の「受注者」業務についてのご意見と理解しましたが、パターン1は「意見招請のみ」の場合ですので、受注者の業務はア）～ウ）のみとなります。
4	P6	4.業務の内容（1）業務の概要	細かな点で恐縮ですが、本公示の際には、P6 の4.業務の内容（1）業務の概要 4）四半期に一度の定例会下の「・意見招請公示及び～」の文中の必要”ン”→”な”に修正いただきますようお願いします。	公告時に修正対応します。
5	P6	(2)業務内容 1)意見書及び参考見積書提出に係る勧奨 ①パターン1　（ア）	意見招請公示3営業日前に受注者へ該当案件の意見招請実施要領（案）一式を電子データで通知となっておりますが、意見招請公示5営業日前に変更は可能でしょうか。※発注者・受注者ともに	ご意見を踏まえ、公告時に、「意見招請公示4営業日前」（公示が金曜日の場合はその週の月曜日（祝日をはさむ場合はその分前倒し））に変更することを検討します。
6	P7	②パターン2　（ア）	意見招請公示3営業日前に受注者へ該当案件の意見招請実施要領（案）一式を電子データで通知となっておりますが、意見招請公示5営業日前に変更は可能でしょうか。※発注者・受注者ともに	ご意見を踏まえ、公告時に、「意見招請公示4営業日前」（公示が金曜日の場合はその週の月曜日（祝日をはさむ場合はその分前倒し））に変更することを検討します。
7	P8,P9	③パターン3　（ア）	意見招請公示3営業日前に受注者へ該当案件の意見招請実施要領（案）一式を電子データで通知となっておりますが、意見招請公示5営業日前に変更は可能でしょうか。※発注者・受注者ともに	ご意見を踏まえ、公告時に、「意見招請公示4営業日前」（公示が金曜日の場合はその週の月曜日（祝日をはさむ場合はその分前倒し））に変更することを検討します。
8	P5	3.履行期間	今回の採用は1社か、それとも複数社採用の予定でしょうか。	1社の予定です。
9	P3	3.参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼	2月4日（火）正午（必着）の提出物は、参考見積書のみでよいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	P11,P12	4)四半期に一度の定例会実施 (1)成果品	3カ月毎の業務実施報告と四半期に一度の定例会は連動させたほうがよろしいでしょうか。	連動させるのが望ましいと考えておりますので、実際のタイミングは契約後に具体的に調整させて頂きます。
11	P12	【報告内容】	応募勧奨の報告は、応募勧奨した際の反応等は不要で「メール」「電話」など連絡手段のみ記載でよいでしょうか	応募勧奨の報告においては、反応等は不要です。①応募勧奨先、②連絡日、③連絡手段（メール、電話等）のみ記載頂くことを想定しています。

通番	該当頁	項目	質問・意見	回答
12	P6	(2)業務内容 1)意見書及び参考見積書提出に係る勧奨 ①パターン1 ウ）	意見の回答日に受注者へ通知となっているが、今は意見の締め切りのタイミングで各社からの意見を共有いただいているので、従来通り意見の締め切りのタイミングでいただくことは可能でしょうか	ご意見を踏まえ、公告時に変更することを検討します。
13	P7	②パターン2 ウ）	意見の回答日に受注者へ通知となっているが、今は意見の締め切りのタイミングで各社からの意見を共有いただいているので、従来通り意見の締め切りのタイミングでいただくことは可能でしょうか	ご意見を踏まえ、公告時に変更することを検討します。
14	P8,P9	③パターン3　ウ）	意見の回答日に受注者へ通知となっているが、今は意見の締め切りのタイミングで各社からの意見を共有いただいているので、従来通り意見の締め切りのタイミングでいただくことは可能でしょうか	パターン3は「参考見積のみ」のパターンですので、意見書の提出プロセスがありません。
15	各ページ （例：P7）	各関連項目 （例：業務フロー図内の左側最下段）	【回答/締切/提出など】日翌日から〇営業日目の営業日の起算は、【回答/締切/提出など】日翌日を1営業日目と考えるのでしょうか？ （例：意見回答日翌日から3営業日以内の考え方）	ご理解の通り、「翌日から〇営業日」と記載ある場合は、当該翌日を1営業日目とカウントします。